

令和6年第4回定例会都市経済委員会会議録

令和6年12月17日

10時00分

全員協議会室

出席者氏名

大野みどり	委員長	札幌	章俊	副委員長
藤木 妙子	委員	油原	信義	委員
後藤 敦志	委員	寺田	寿夫	委員
鴻巣 義則	委員			

執行部説明者

副市長	木村 博貴	市民経済部長	菅沼 秀之
都市整備部長	落合 勝弘	市民経済部次長兼商工観光課長	服部 淳
都市整備部次長	橘原 剛	市民窓口課長	持田 優
地域づくり推進課長	鴻巣 倫子	農業政策課長	秋山 正典
農業委員会事務局課長	糸賀 勉	生活環境課長	廣田 裕一
都市計画課長	仲村 真一	道路公園課長	渡辺 一也
下水道課長	石井 孝幸	農業政策課課長補佐	中島 一弘（書記）

事務局

主 査 森下 由佳

議 題

令和6年陳情第1号 馴馬町日枝神社の樹木の調査を求める陳情書

議案第1号 龍ヶ崎市森林公園維持整備基金条例について

議案第11号 龍ヶ崎市市民活動センターに係る指定管理者の指定について

議案第12号 龍ヶ崎市自転車等駐車場に係る指定管理者の指定について

議案第13号 令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）の所管事項

議案第18号 令和6年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第2号）

○大野委員長

皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで傍聴の皆様一言申し上げます。

会議中にご静粛をお願いいたします。

また、試行的な取り組みといたしまして、YouTubeでのライブ配信を行っております。

このため、発言される際は、マイクに向かってはっきりと発言くださいますよう、お願いいたします。

それでは、ただいまより、都市経済委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において、当委員会に付託されました令和6年陳情第1号、議案第1号、議案第11号、議案第12号、議案第13号の所管事項、議案第18号の6案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、質疑は一問一答でお願いいたします。

また、執行部におかれましても、答弁はポイントを絞り、簡潔をお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

初めに、陳情の審査に入ります。

令和6年陳情第1号、馴馬町日枝神社の樹木の調査を求める陳情書の審査についてです。事務局に陳情書を読み上げさせます。

〔事務局陳情書読み上げ〕

○大野委員長

この後、休憩中に都市経済委員会協議会を開会いたします。

休憩いたします。

〔休憩中に都市経済委員会協議会を開催〕

○大野委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは各委員から、ご意見等がありましたらお願いいたします。

油原委員。

○油原委員

まず事務局にお伺いをいたします。

陳情者から、いろいろとこれまでの経緯経過のお話がありましたけれども、市としてこの陳情者に対し、これまでどのように対応してきたのか、お伺いをいたします。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

まず、陳情者の方から最初に市へ連絡があったのは、令和5年9月 19 日に手紙の方がありました。台風で枝が折れて現場調査と対策を求めるような内容でございました。

現地の調査を行い、折れ枝の処理を行うとともに、管理者である神社の総代を訪問しまして、樹木の適正な管理をお願いしてきたところでございます。

その時に、管理者の方からは「業者に依頼をする」旨の回答がありましたので、その時はそれで終わっております。

続きまして、同じく令和 5 年 10 月に、また手紙をいただきまして、同じく土地管理者へ訪問いたしまして、適正な管理をお願いしています。

続きまして、令和 6 年 2 月の下旬に、陳情書の方と市議会議員の方 1 名が来庁しまして、その時も同じような内容で話をさせていただきました。先ほど陳情者の説明にありましたように、現地を確認しまして、後日、管理者である神社総代の方を訪問いたしまして、適正な管理をお願いしてきたところでございます。

続きまして、令和6年、今年度に入りまして4月に陳情書の方から手紙をいただきまして、同じく4月、電話で担当が陳情者の方とお話をさせていただきました。

その時は、「伐採等は市ではできない」旨のお話をさせていただきました。

続きまして、5月の下旬になりまして、管理者の方を訪問いたしまして適正な管理、危険な木があれば切っていただくよう、お願いをしてきたところでございます。

6月に入りまして、先ほど陳情者の方から説明がありました「鳥居の近くの木が倒れた」という連絡をいただきまして、現地を確認し、総代の方を訪問しまして、撤去のお願いをしてきたところでございます。後日すぐに撤去がされたことを確認しております。

以上です。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

陳情者からは現地を担当と一緒に見たときに、「危険だ」というふうに判断をされたということですが、そういうことなのでしょうか。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

当時、現地を確認した職員に話を伺ったところ、下からの目視の状態ではありますけども、やはりキノコが生えていたりムロがあったり、枯れている枝が見受けられたので、通常の状態ではない、危険ではあるというような認識をしたところでございます。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

そういう判断の中で、地主さんというか神社ですから総代の方なのか、きちんとお話をした

のでしょうか。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

具体的に、「どのあたりの木がそういう状況になっています」というようなことは、お伝えしてあります。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

こういう陳情については、今回は陳情者ですけども、そういう要望者と、私は基本的には所管が丁寧にきちんと対応する必要があるのだろう、というふうに思います。こういう件については、龍ヶ崎市内にそれなりにあるのだろう、というふうに思います。基本的に私はそういう要望者と丁寧に担当が対応するということに私は尽きるのだろうと。私はこういう件については、陳情にはそぐわないというふうに思っております。

地域全体が幹線道路で、地域の自治会長なり町内区長さん等が、地域全体で要望してくるということであれば、陳情として審議をする必要はあるのだろうというふうに思いますけれども、(個々の陳情を認めている)個々に陳情が出され、市全域で審議を希望するということが出てくる。個人的に出されるものについて審議をするというのは、審議としてはそぐわないと私は思います。

それから、基本的に所管が丁寧に対応していただくということ。

危険だということであれば、地主さんにお話をして対応してきたということですけども、真に本当に危険だと。

大きい木などは個人的にお金をかけてというのは、なかなか大変な部分があると思います。

ですから、そういう中では市道としての安全管理をする以上、伐採や調査を必要とするということであれば、道路を守るという前提の中で、市は柔軟に対応しても私はいいのだろうというふうに思いますので、今回陳情者ですけども、丁寧に対応していただきたい。

陳情として私は審議をするということについては、個人的な内容についてはそぐわないと判断しますので、私は、この陳情の件については不採択という考えでおります。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

藤木委員。

○藤木委員

先ほど見学に行ってお参りましたけれども、あの木々は街路樹ではないと思いますので。よそのお宅から、例えば市道に大きな枝が垂れ下がるなど、そういった場合でも市としては、その木の持ち主に対して「何とかしてください」というのは言えると思いますが、市で勝手に切るってことはできないと思うのですが。そのあたりはどうなのでしょう。

○大野委員長

道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

枝が道路にはみ出していて通行の支障になっているような場合には、市で緊急的に切ったりするケースはあります。

でも基本的には土地の所有者です。

木は財産になりますので、市で勝手に切るということはやっておりません。

○大野委員長

藤木委員。

○藤木委員

ということは、やはり持ち主さんと相談して、市として「危険なので切らせてください」ということはあり得るけれども、その地主さんに黙って勝手に切るってことはできないわけでしょう。

としますと、ちょっと陳情の趣旨が何かちょっとよくわからないので。誠に申し訳ないのですが、ど街路樹であればこのとおりだと思うのですよ。

ですが、あの木は神社の木なので何とも申し上げられないというか、万が一知らないうちに木が倒れてそこを通行していた人に直撃した場合は、管理者である市の責任なのか、それとも木の持ち主である神社の責任なのか。

どちらなのですか。

ちょっと教えて欲しいのですけど。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

基本的には、土地所有者、樹木の管理者の責任が大きいと思います。

ただし、市道の管理者として、その木が先ほど陳情者がおっしゃったように、もし認識しており、何もしてないような時であれば、市の責任も問われることがありますけれども、割合としては土地所有者の割合が大きいと思います。

市としても、土地所有者に対して、お願いなどやれることはやっているというような立場でありますので、瑕疵割合としては、市はそんなに大きくはならないと今のところ認識をしております。

○大野委員長

藤木委員。

○藤木委員

問題点がわかってきました。

これは、将来何が起きるかっていうのは誰も予測できないのですけれども。やはり市として道路は市が管理しているということであれば、神社に常々「近くに建っている大きな大木に空洞があるようだから、よく調査して対応してもらいたい」という、丁寧なお話をなさっていただくことは、私は賛成だと思います。

ですが、この陳情書の内容は、ちょっと少し先を読み過ぎてらっしゃるような気がするので、現時点では私もちょっと内容がかなり近未来的なのか、将来的なのかわからないので、少し考えさせていただきたいと思います。

○大野委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

まず、陳情としてなじまないのかなというふうに思います。

藤木さんや油原委員のおっしゃるとおり市の持ち物ではないので。

そして、この陳情の事項にもあるように「調査点検の結果をホームページ等で市民に公表する」と。これはまるっきり個人、神社だから個人ではないですけども、そういうところに協議を公表するってことは、どうかなあ。

絶対これはなじまない案件だし、この陳情そのものがこういう案件で陳情を上げるってこと自体が私はどうかと思うので、賛成はできません。

○大野委員長

他にありますか。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員

委員の皆さん聞いてくださったので、ちょっと重なるところもあるかと思うのですが。私からも確認含めて、油原委員から現地調査をして危険と判断して、そしてそれは土地所有者の方にもお伝えしたということだったのですけども。そこで伺いたいのが、担当課として現地調査した際の危険と判断した「その危険の度合」というのですかね、私も先日から東京都の街路樹診断等マニュアルを素人なりに読んで、今日もその観点から現地を見させていただきました。この東京都のマニュアルを見ますと、危険度判定が4段階あって最終的にはC判定が出ると撤去や植え替えという判定になると思うのですけども、今回担当課として確認したその危険度というのは、どの程度なのでしょう。

やはり、伐採撤去する必要があるということで、地権者の方にお話をされたのか。まず。その点について、教えていただけますでしょうか。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

「危険と判断した」というお話だったのですが、敷地内に立ち入って樹木に触ったり、間近で確認したりはしておりません。下から目視で、しかも職員は専門的な知識を持っていません。

あくまでそのマニュアルと照らし合わせて、キノコがあったり、ムロがあったりってことなので。「危険か、危険じゃないか」と言われれば、「危険だろう」というような、その程度の判断でございます。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

ということであれば、「そういったものがある」とか、そういったことを「結構危険ですよ」ということで注意喚起をしたということで、「ここはすぐに伐採してくれ」とかいうことで、地権者の方にお話をしたということではないということですよ。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

「適切な管理をお願いします」と。「できれば専門の造園屋さんに見てもらってください」というような話をしたということです。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

わかりました。

この間そういった倒木であったり、枝が折れたりといった危険があったと。

そういったことがあった際には、地権者の方に連絡して対応していただいたということなのですけれども、その際は基本的にはすぐに地権者が対応してくださったということによろしいのですよね。

ということであれば、地権者の方が連絡取れないとか、言っても何も対応してくれないということであれば、市として何がしかの対応ということも必要になってくるのかなと思うのですけれども。今日現状を見させていただいて、私も素人なので全く危険かどうか、私が判断するのも難しいところなのですけれども、今すぐに倒木の危険があるような、切迫しているような状況にまでは至っていないのかなと。

管理は不全かなとは思いました。

少し危ないかなというような気もするのですけれども、しっかり経過観察していくことで、対応できるのかなというところも思っています。

というところを考えると、そして、しっかり地権者の方とコミュニケーションが取れて地権者の方も協力的にやってくださっているということであれば、引き続きこういった対応をしていただくということによろしいので、より綿密に油原委員からもありましたとおり、柔軟に対応していただく必要があると思うのですけれども。責任の所在というところで、一義的にはやはり所有者にあるということだと思います。

陳情者から熊本の最高裁の判例もありましたけれども、それに対して地権者と熊本市が連帯して5,000万円弱支払うことになったわけですけれども、今、熊本としてはその地権者3名の方に対して、全額求償裁判をしています。

基本的には、管理者は連帯して責任があったとしても、やはり基本的には地権者の方に、その金額をお支払いしていただくということで、今年の5月に初公判があったところですので、

まだ結果がわかりませんが、基本的には先ほどご答弁ありましたように、地権者の方の責任がより重くなっていくのだろうと思います。

そういったことも踏まえて、現状よりもっと適切に、柔軟に対応していただきたいと思いますが、市が今、診断を市の費用をかけて樹木を調査するというのと、あと鴻巣委員からのご指摘がありましたように、財産権とまではいかないかもしれないですけども、私有地にある民間の所有のものの調査結果というのを、市で公表するというのは、やはりかなり難しいのではないかなという思いもあります。

現状を見させていただいて、何もしないということではないとは思いますが、この陳情にあるような形で市が調査をする、そして、その結果を公表するという事は、少し今回の解決策としては、私はちょっと違うのではないかなと思うので、陳情に関しては、不採択ということにしたいと考えています。

○大野委員長

他によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

それでは、お諮りいたします。

令和6年陳情第1号、馴馬町日枝神社の樹木の調査を求める陳情書につきましては、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手する者なし〕

賛成者はございません。

ですので、令和6年陳情第1号は不採択とすることに決しました。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第1号 龍ヶ崎市森林公園維持整備基金条例について執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案第1号 龍ヶ崎市森林公園維持整備基金条例についてご説明をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

龍ヶ崎市森林公園につきましては、本年7月に一部施設をオープンしまして、令和7年3月にグランドオープンを予定しておりますが、公園の全域を設置許可及び管理許可により、事業者であります有限会社パシフィックネットワークが維持管理していくこととなっております。

このたび、龍ヶ崎市森林公園の維持及び整備並びに当該森林公園の魅力向上を図る施策に資するため、龍ヶ崎市森林公園運営事業を実施協定書に基づき、今後市に納入される納付金となります特定公園施設の売り上げの一部、並びに公募対象公園施設、及び特定公園施設に係る公園使用料を原資としまして、龍ヶ崎市森林公園維持整備基金を設置しようとするものでございます。

具体的には、通常の公園施設等の維持管理の範囲を超えた施設の修繕の他、公園の魅力向上を図るための将来的な施設内のコース改修や、拡大等にかかる費用を確保するため当該

基金を活用して、市内外から多くの方に利用される地域の交流拠点となる魅力ある公園として維持していくものでございます。

次に、条例の中身でございますが、まず、第1条では今ほどご説明をいたしました設置目的について規定をしております。

第2条は、積立額に関する規定。

第3条は、基金管理に関する規定でございます。

第4条は、運用収益の処理方法に関する規定。

第5条は、基金の処分に関する規定。

第6条は、繰替運用に関する規定。

そして最後に、第7条において委任事項に関する規定を定めております。

なお、付則におきまして、本条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員。

○後藤委員

一点だけ確認させてください。

第5条の処分のところなのですが、この基金は第1条に「規定する目的のためだけにすれば処分することができない」ということで、その目的には「森林公園施設の維持及び整備並びに龍ヶ崎市森林公園の魅力向上を図る施策に資するため」とあります。

施設の維持整備はわかるのですが、この「龍ヶ崎市森林公園の魅力向上を図る施策に資するため」これは具体的にどういったことが想定されるか教えていただけますでしょうか。

○大野委員長

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

こちらにつきましては、今現在フォレストアドベンチャーの施設であったり、自転車のトレイル施設であったり、そういったコースがございますけど、そういったもののコースの変更とか、またはリニューアルや増設、イベントの際などに何かの資材購入、施設の多少改修も出てくる可能性がありますので、そういったことを考えて魅力の向上ということであっております。

以上です。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

ありがとうございました。

一般質問でもお聞きしたところなのですが、基本的には5年、10年で魅力度向上のための

含めてリニューアルをしていく必要があるということだったと思うので。

ただ、施設の修繕・リニューアルとかイベントについては、前段の施設の維持及び整備というところに含まれているのかなと思ったのですけど。

今のお話だと、そういったリニューアルのところが魅力向上を図る施策ということで。

私がお聞きしたいのは、一般質問でもお話をさせていただいたのですけれども、この魅力向上を図る施策というところに、例えばこの基金利用料の積立を使って、市民割引をするようなことにも、この基金を活用することができるのか。

現時点では考えないかもしれないですけど、将来的にはそういうことも可能なかどうか、その点だけ確認させてください。

○大野委員長

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

そういったものも現在も行っておりますので、そういったものをこの基金を活用してというの
はできるのかなというふうには思います。

○大野委員長

他にございませんでしょうか。

鴻巣委員。

○鴻巣委員

私は、基本的には新たな基金を作るってことは、あんまり賛成はしていないのですけども。

森林公園の場合は、今回も何億もかけてやったわけで。そして、これから今年度は800万だ
つけ。これからずっとお金入ってくるわけでしょう。使用料とすると、例えば5年経って5,000万
なり何年か貯まるわけですよ、基金。

それで使用料で取られて、そして、さっき話があったけど改修費用によってそれ以上にかかる
場合だって出てくるわけでしょう。

それから、管理だけ任せてあと市で改修する。例えば、よくわかんないですけれども、ロープ
が切れそうだから取りかえるなど、リニューアルするとしたら何億円もかかるわけでしょう。

その時の金は、やっぱり一般会計から持ち出してやるようになるのでしょうか。

○大野委員長

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

改修費というお話かと思えますけど、実際は今回積み立て基金を作った場合には、そ
の範囲で収まる場合は、この基金の方を使うというようなことで考えております。それ以上にな
る場合に関しては、やはり一般会計というのもあると思います。

あと、今回の整備の中で、事業者と市の負担割合というのを9対1ということでやらせていた
だいでいるので、この改修にあたって、その辺の協議は必要なのかなというふうに思っていま
す。市がすべて負担、基本、特定公園施設は市の所有物なので、市でするのは当然ですけども、

その辺の事業者との協議はできるのかなというふうに思っています。

以上です。

○大野委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

はい、多分なるでしょうね。そうすると基金を作っても「何なのだ」という感じも、一方であるわけですね。反対はしないですけども。

だから、私の言いたいのは、なるべくその範囲内でやるような方向をやっぱり考えるべきじゃないかと思うのです。それでなかったら基金を作った意味がない。

それならば、普通に一般会計に入場料を入れてもらって、そして改修するときは改修で新たに出した方が、もっと議論も深まるし。

基金の中からやるっていうことになると、「ある程度貯まったのだからいいでしょう」というふうになりかねないのでね。

そのあたりのところを一応。答弁はともかく一言申し上げておきます。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

油原委員。

○油原委員

ちょっと勉強不足で。

基金の原資をもう一度ご説明いただきたいと思います。幾らぐらいを毎年想定しているのか、教えてください。

○大野委員長

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

基金ということですが、森林公園整備運営事業の実施協定に基づいて、今後市に納付される納付金となります都市公園施設の売り上げの一部、並びに公募対象公園施設の公園の使用料を原資として、基金を積み立てていくということですが、

あと、どれぐらいのというようなお話がございましたが、売り上げの一部と、公園の特定公園施設、有料公園施設の土地の使用料も入りますので、そちらを合算した額になりますが、あくまでも公募のときの提案の数字になりますけれど、今年度は途中からですので、来年度については大体 350 万程度、15 年後ぐらいがピークになりますけど 1 億円程度。その後はちょっとずつ減ってきますので、多少減ってくるということで、トータルで考えているのが、1 億 4,400 万程度が 20 年間で入ってきて、基金として積み立てられるということで考えております。

訂正をお願いします。15 年後は、1 億ではなく 1,000 万です。1,000 万入ってくるということでございます。それで 20 年後においては、1 億 4,400 万ということでございます。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

基金を作るというのは、それに関するお金をこの整備基金に積み立てるのだという、透明性というかというお話はわかるのですけれども。

基本的に、もう大体5年以内にはそれなりに改修というか、ああいう施設は大規模改修になるのかどうか、そのように展開していかないと人が集まりませんので、そういう意味では相当お金がかかってくるのだらうと。

ですから、勘違いしてはいけないのは、その基金でもう十分やったから、非常にいい事業なのだということではない。それ以上の投資をしないと人が集まってこないのですから、一般財源も当然入ってくるというふうに思います。

ただ、その基金の範囲内で、できるだけ大規模に至らないように、日々管理をしていってやっていくというようなことは、ある程度の時期になったら本当に大規模にやらないと、新たに人を集めるということではできませんので。そのような意味では、できるだけ基金を上手に使ってやっていただきたいということと、一般財源についてはできるだけ最小限に食いとめるように努力をしていただきたいというふうに思います。

○大野委員長

他にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第1号本案は原案のとおり、了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第11号 龍ヶ崎市市民活動センターに係る指定管理者の指定について、執行部から説明願います。

菅沼市民経済部長。

○菅沼市民経済部長

議案第11号 龍ヶ崎市市民活動センターに係る指定管理者の指定についてでございます。

議案書の28、29ページをお開きください。

こちらは、龍ヶ崎市市民活動センターに係る指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって満了となることから、次期指定管理者の指定を行うものでございます。

選定にあたりましては、本年6月上旬から7月上旬にかけて、次期指定管理者の募集を行い、特定非営利活動法人茨城県南生活者ネットから申請があったため、令和6年8月9日開催の龍ヶ崎市指定管理者選定委員会におきまして、同法人からの管理運営に関するプレゼンテーション及びヒアリングを経て、適格性の評価など慎重なる審議の結果、次期指定管理者候補として選定されました。

このことから、地方自治法第244条の2第6項及び龍ヶ崎市公募施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第8条第1項の規定に基づき、今回の議会において指定管理者の指定を議決いただくというものでございます。

指定管理の期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間いたします。

なお、この候補者は、指定管理者制度を導入いたしました平成27年4月1日から市民活動センターの管理運営を行っている指定管理者でございます。

説明については、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

油原委員。

○油原委員

県南ネットを指定管理ということで、従来から指定管理者となって事業運営していただいておりますけれども、基本的に、事務局というかこの審査会なのか、これまでのこの事業評価は市が求めている事業の内容となっているのか、そのあたりの評価をお聞かせいただきたい。

○大野委員長

鴻巣地域づくり推進課長。

○鴻巣地域づくり推進課長

お答えいたします。

今回の指定管理者候補の選定にあたって、委員会の方からいただいたご意見などもございます。

こちらにつきまして、ご報告させていただきます。

平成27年からこちらの指定管理者の方は、指定管理者として事業を行っていただいているわけですが、当然長年にわたって指定管理者といたしまして、蓄積した知見をいかして、講座、事業などを企画しているこちらに関しましては「評価はできる」ということでございますが、「従来の手法をベースとした管理運営に終始している点なども見受けられるので、新たな魅力ある事業を展開し、引き続き市民活動の支援に努めていただきたい」というようなご意見などもいただいております。

市としてお願いしている事業の展開もやっただいただいているところではございますが、市民活動センターの認知度も低いというようなご意見をいただいております。

そこで、市民の方に認知していただけるようなイベント、市民活動団体の紹介などの広報の方法の強化なども、今後の事業を進めていく上で必要であるかなというふうに評価としては考えております。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

端的に「どのように評価していますか」ということです。市の目的に沿って十分やっているのか、まだまだ課題多いけれども、まず、指定管理者としては、適正に管理をしている、運営しているのかどうかをお聞きいたします。

○大野委員長

鴻巣地域づくり推進課長。

○鴻巣地域づくり推進課長

まだまだ課題はあるかと思っております。ただ、現状の中ではしっかりやっていると聞いております。

今後の市民活動団体をつなぐ役目を、十分今後果たしていただけるような役割を担っていただけたらというふうに考えております。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

藤木委員。

○藤木委員

私は、市民活動センターに一団体登録して、代表者になっているのですが、今まで登録している市民活動団体を一堂に集めてご意見を聞くという場は、ここ5年間一度もないのですけど。委託してらっしゃるのですけど、ここに働いている方たちは「どういう目的で委託されているのか」をわかってらっしゃるのかなと、時々わからないような気分なのですけど。

何ていうのですかね、一堂に集めて聞かれる場というのがなかったような気がするのだけど、そのあたりはどのように把握してらっしゃいますか。

○大野委員長

鴻巣地域づくり推進課長。

○鴻巣地域づくり推進課長

指定管理者の方では、年に一度市民活動団体の方のご意見を聞く機会というのは必ず設けております。

ただ、すべての団体にお声掛けをしているのかということころは、ちょっとわからないところがあるのですが、年に一度交流会という形で場を設けてはございます。

○藤木委員

2月の14日、15日、16日、正確に言うと15日、16日にサプラでパネル展示をしますから、申し込んでくださいといった通達を受けましたので、もちろん申し込みましたけれども。そういう案内が来ましたが、「ご意見を伺いたい」という、そういうことは記憶にないのですが。

もう少し、そこに在籍している、活動している人たちと、きめ細やかに交流していただきたいですね。というのは、働いていらっしゃる方は皆さん何かどこか素晴らしい固い市役所の勤務や、何かいろんな肩書きの方が定年退職して、第二の人生で来ていただいているような節もあります。ちょっと民間として、長い間お付き合いしているのですが、何か市民サービスという

のは、いまいち、ちょっとまだよくわかられていないような職員の方もいらっしゃるみたいで。

ある時にパイプ椅子が煩雑に置いてあったので机が引き出せなくて、「何とかお願いしたい」って言ったら、「それはこの部屋を借りているあなたがたで処理しなさい」ってちょっと注意されたのですが。パイプ椅子はかなり倒れこんでいたから動かせなかったのです。そういうところの観点が「借りた人が全部やるのだ」っていう考えの方なのだなあと思ったのですが。

何かその辺が、何ですかね、コミュニティセンターよりはちょっと雑というか、もう少し市民サービスに徹していただいて、そこで快く活動する市民の皆様がよかったっていうような、そういう観点から運営していただきたいと思うのですが、その辺はどうなのですかね。どのように市ではお願いしているのですか。

○大野委員長

鴻巣地域づくり推進課長。

○鴻巣地域づくり推進課長

今、藤木委員の方からお話いただきましたが、やはり市民活動団体の方たちが気持ちよく、施設の方を利用していただけるというのが一番かというふうに思います。

ですので、今回ご意見としていただいたご指摘いただいた点につきましては、こちらの方からも月一度市民活動センター、指定管理者の方と会議の場を持っておりますので、そちらの中でもお話をさせていただきたいというふうに思います。

○大野委員長

藤木委員。

○藤木委員

指定管理者ということで、この団体だけになっているようですけども、競争相手がいないっていうので。

どっち見て仕事してらっしゃるのかよくわからないときがあって、自分たちがやっているのは市民の皆さんがいろんな活動をしているわけで、その人たちが気持ちよく使えて市のためにいろんな貢献をしてくださったりするのが私は目的でお願いしているのではないかと思うのですが。ちょっとその辺が、いろんな経歴のある方、かなり肩書きのある方が、リタイアして働いていらっしゃるの、何かどこかで上から目線のような、何となくちょっと違和感があったので。市民サービスとはいかなるものかっていうところから、もう少し市民の皆様が市のために貢献したり、市民活動によって市民の皆さんの健康や精神的なものが向上したりするっていうことが目的だという、その辺の本幹、源になるところを市民でよく交流して、ぜひお願いしたいと思います。

なんかね、過去の経歴を背負ったままの職員さんがいっぱいいて、偉い人が多いのだなど、もう私より偉そうな方がいると思うけど、その辺ちょっとね、気にかかったものですから。

今後ともよろしく願いいたします。

○大野委員長

他にございませんでしょうか。

後藤議員。

○後藤委員

私からも今藤木委員からあったところと関連するのですけれども、最初のご説明では1回公募をして今回の法人が応募して下さって選定したということなのですけれども。競争がないということで藤木委員もご指摘されていましたが、昨日の図書館の件では競争性が発揮されてこれまでではない法人が指定管理者となったわけで、その結果も指定管理料も40万円ぐらい安くなったということです。まさにこういったサービスも良くなって、指定管理料も少し下がってというところは、やっぱりこの指定管理者を活用していくメリットでもあると思うのです。

まずはこの一者しか応募がなかったということについて、公募のあり方についてそのあたりも少し工夫ができなかったのか、そのあたりについて、お考えがあれば教えていただけますでしょうか。

○大野委員長

鴻巣地域づくり推進課長。

○鴻巣地域づくり推進課長

こちらにつきましては、一者のみのお申し込みということでございました。

結果としてそうだったのですが、ちょっと興味を示されたというようなところもあったようなのですが、ただそこはご応募いただけなかったというような状況でございました。

今後、この結果を踏まえて今後どうしていくのかっていうのは、また次、今後考えていく必要があるのかなというふうには考えております。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

今回はこれまで受けていた法人が、この後も5年は受けていただけるということで大丈夫だと思うのですけども。未来永劫この法人が受けていただけるとも限らないわけで、そういったときの受け皿ということも考えるとやはり、もう少し多くの方に公募に応じていただけるような条件設定のあり方といったことも考える必要があるのかなと思います。

矛盾するかもしれないですけど、コスト的にやはりこの法人、今の法人はこのコストで受けていただけるけれど、基本的には現状では難しい。

応募がなかった、他になかったってことは難しいということもあるのかなと思いますので、その辺も含めて少し今回決まれば、時間的な猶予は出てくると思いますので、次の公募に向けてですね、より多くの方に参加していただけるような形で検討も進めていただければなと思います。

以上です。

○大野委員長

わかりました。

他にございませんでしょうか。

[発言する者なし]

別にないようですので、採決いたします。

議案第 11 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 11 号 龍ヶ崎市自転車等駐車場に係る指定管理者の指定について執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案第12号 龍ヶ崎市自転車等駐車場に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案書の30ページをお開き願います。

これは、龍ヶ崎市駅東駐輪場、龍ヶ崎市佐貫中央駐輪場に係る指定管理者への指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって満了となるため、指定管理者選定委員会への諮問・答申を経て、指定管理者候補者を選定しましたことから、地方自治法第 244 条の2、第6項及び龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるとのことです。

指定管理者となる団体につきましては、公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センターでございます。

期間につきましては、令和7年4月1日から令和 10 年3月 31 日までの3年間となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員。

○後藤委員

それではまず駐輪場については、佐貫中央第1・第2が、令和5年4月1日に統合したと思うのですが、その令和5年度からこの間、4月1日からの統合後の稼働状況など数字については急だったのですけど、わかれば、統合してどのような状況になっているか教えていただけますでしょうか。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

令和5年度の稼働状況としてはですね、令和4年度第2駐輪場があったときと比較すると、例えば駅東の稼働率で申し上げますと、これは定期利用者数になりますが、67.5%だったものが74.7%に上がっている。

駅東の同じく一時利用ですと、令和4年度が 85.1%だったものが 86.9%に上昇していると

いうふうな状況です。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

定期利用の部分で第1と第2が統合されて、第2を使っていた方が基本的には駅東であるとか、第1の方に移られたと思うのですけれども、その状況というのはどういう変化があったのか、統合したことによって、そのまま代理で利用された方が丸々他に移ったのか。

それともそれ以上に、駅東と第1の利用が、中央の利用が増えたのか減ったのか、その辺はわかりますか。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

すみません、ちょっと確認させていただきます。第2の部分がどちらに移動したかという……。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

全体として、令和4年度まで第2で使っていた方が廃止されたので、基本的にはどちらかに行ったと思うのですけれども、その結果、それが丸々移っているような状況なのか。

第2利用分がそのままどちらかに吸収されたのか。

それとも、それより減ってしまっているのか。

もしくは、外的な要因もありますけど、コロナの終息なども含めて、もっと増えている状況なのか利用状況というのがこの令和6年度も含めて、どうなっているのか教えてください。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

今日の時点で令和6年のものを持ってないのですけれども、令和4年と令和5年の比較でいうと、正確な数字ではないのですけれども、第2を使っていた方の大部分が東に移っているというふうな感触は得ています。

ただ、令和2年、令和3年とコロナという状況があったので、それと比較すると増えてはいるんですけども、新規の客が入ってきたのかどうかというところまでは、今のところでは掴んでいない状況です。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

わかりました。

なかなか経営状況としては統合したことによって維持管理費は減ったと思うので、その中で

大幅に利用者が減っていないということであれば、基本的には経営は上向いているのだとは思いますが、この点については、

令和5年度の指定管理者の管理運営に対する評価シートを見させていただいているのですが、これで見ると評価点 60 点ということですね。

5段階評価で一番上がS、次がABCDでB、ぎりぎりBですね。

ぎりぎり及第点 60 点というところで、やはり今回ですネリストラといいますか、不採算だった中央を統合したということで経営の効率化も図られたということも含めると、やはり「もう少し経営の改善があってもいいのではないのかな」というところが感じるのですけれども。

こういった60点という評価になっている点も踏まえた上で、今回非公募だったわけですね。

シルバー人材センターというところを考えると致し方ない部分もあると思うのですけれども。

やはりこういった事業に関してはもう少し経営努力をしていただくためにも、できれば非公募じゃなくて、公募にさせていただく必要も、もう一度検討していただく必要があるのだと思いますし、今回も多分非利用料金制でやっていると思うのですけれども。

公募に至らない、非公募でやっぱりシルバー人材センターにお願いするというのであれば、やはり以前のように一部利用料金制ということで、ある程度インセンティブ経営努力が発生するような形で指定管理していただき、運営していく必要もあるかなと思うのですけれども、今回の選定にあたって、非公募だった点と、一部利用料金制じゃなくて非利用料金制にしたことについての考え方を改めて教えていただけますでしょうか。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

まず非公募についてはですね、これはご存じのとおり条例に基づいてですね、高齢者の活力というか生きがいづくりの観点からやっているという取り扱いにしていますけれども、これまでの経緯の中で民間さんがもうできないというギブアップが一回出たところがあって。

それでそこからシルバー人材センターにお願いしているというところもあったのでね。

このタイミングもこの条例に基づいてももちろんお年寄りの活力という意味もあって、非公募というふうな扱いにしています。

経営状況としては、確か 1,500 何がしだと思うのですが、去年の歳出歳入があと 50 万ぐらいできっと、収支がペイできるような状況になっているので、今年はちょっとシルバーさんと話をさせていただいて、もうちょっと利活用を進めるのにどうすればいいかというところを、今考えているところです。

例えば、東の2階部分は利用率がやっぱり下がるのです。そういうところを「どうしたらもうちょっと使ってもらえるか」ということを、今考えているところです。

そのあたりについては、次のこの指定管理の期間の中で、ある程度の方向性を出していきたいというふうには思っているところです。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

ありがとうございました。

先ほどの繰り返しになってしまうのですが、その以前の経緯として民間で受けていた時代もありますよね、一部利用料金制で。

指定管理者変える選定する際に「ちょっともう無理だよ」というようなことで、シルバー人材センターにお願いするようなかたちになった経緯は承知しているのですが、その当時は先ほどの繰り返しになるのですが、東、第1、第2という3ヶ所あって、第1、第2の方が効率性が悪いというところではなかなか受けていただけないというところで。

それが現在統合して、ある程度効率化を図られているということで条件が変わっているのです。そういった点で言うと、受けていただけたところ、しかも東の利用率が85%でしたっけ、85.7%ということで効率化しているという点も含めると、参入していただける余地もあるのかなとも思いますので、もう少し、今回はしょうがないですけども、まだ猶予がありますので次回の選定の際には、少しそういった点も念頭に入れて検討していただきたいと思います。

以上です。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

札幌委員。

○札幌委員

一点ちょっとシルバー人材センターについてお聞きしたいのですが。

草刈の仕事と、この自転車駐車場の駐輪場の管理以外に、新たにですね事業展開を開発、開拓されたところがあれば教えていただきたいのですが。

○大野委員長

所管が違うようですね。

○札幌委員

わかりました。

何が言いたいかって言いますと、先ほど来、森林公園もそうですし、市民活動センターもそうですけど指定管理者の考え方っていうのを、もう一回ちょっと整理してみないといけないのかなというふうに思っているのです。

やはり、私たちが注意しなければいけないのは、既得権益を生まないかを考えないといけないので。

指定管理で管理をしていただくのか、経営をしていただくのかは別の問題だと思うのです。

ちゃんとした線引きがなくて、お互いに期待値のところで仕事を運営されているので。ちゃんとした線引きができなくて、要望としては、利益追求ができる経営形を希望しているのですが、依頼側とすれば、「管理を受けていただく」が、「依存」のような形になっているのではないかなというふうに思うのです。議案自体に反対はいたしませんけれども、今後こういった指定管

理の運営の仕方については、そのあたりの線引き、ちょっと突き詰めて進めていただきたいなどというふうに思います。

すみません、意見です。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

[発言する者なし]

他にないようなので、採決いたします。

議案第12号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と叫ぶものあり]

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第13号 令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第5号)の所管事項について、執行部から説明願います。

菅沼市民経済部長。

○菅沼市民経済部長

それでは、議案書の別冊1をお願いいたします。

こちら1ページです。

議案第13号 令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第5号)について説明させていただきます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億1,207万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ330億9,715万8,000円とする他、継続費繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものでございます。

なお、職員給与費、並びに会計年度任用職員給与費につきましては、各種手当の執行状況等を勘案した見直しなどによるものでございますが、人件費の詳細につきましては、総務部所管となりますことから、説明は割愛させていただきます。

それでは、市民経済部所管事項について説明いたします。

7ページをお開きください。

第4表の債務負担行為補正でございます。

令和7年度当初に契約の履行が必要なものにつきまして、今年度中に手続きを行うため債務負担行為として設定するものでございます。

8ページをお開きください。

下から4行目と3行目です。

こちらは、西部出張所及び東部出張所の非常通報装置の保守点検業務でございます。

1行飛びまして、地域資源活用展開支援ツール運用業務委託及び利用契約から、次のページの3行目、市民交流プラザ管理にかかる業務委託契約まで、4行飛びまして、コミュニティセンター管理にかかる業務委託契約、1行飛びまして、広報等配送業務、次のページです。

10 ページ1行目でございます。

戸籍システム及び関連機器にかかる保守業務委託契約、次の個人番号カード事務機器保守にかかる業務委託契約、次の市民法律相談業務委託契約が所管となっております。

次の11 ページです。

下から3行目の農地管理用タブレット端末管理ツール利用契約、たつのご産直市場管理運営業務委託契約、ジャンボタニシ防除対策事業補助金交付です。

このジャンボタニシ防除対策事業補助交付につきましては、新規事業でございます。

これはジャンボタニシによる地域農業被害の防止、及び市全体の生息域の拡大防止のため、防除の取り組みを一体的に行う農家に対し、予算の範囲内においてその経費を支援するものでございます。

この事業は、冬期の休耕期に行う耕運と移植前の石灰窒素の散布など、年度を跨いだ取り組みが必要になるため、債務負担行為補正としております。

次のページ、1行目です。

市街地活力施設設備管理業務委託契約、次の市街地活力施設土地賃貸借契約、次のにぎわい広場施設管理業務委託契約、にぎわい広場土地賃貸借契約、牛久沼白鳥観察業務委託契約、及び、観光物産センター管理運営業務委託契約が市民経済部所管となっております。

続きまして、19 ページをお願いいたします。

ここから歳入となります。

2段目の表 16 県支出金 目が4、農林水産業費県補助金です。

1段目の、農地利用最適化交付金は、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化の推進に要する経費に対し交付されるもので、農業委員会の活動実績に応じ算定され、国より追加割り当てがあったものでございます。

次の、農地集約型大規模水田経営体育成加速化事業費は、農地貸付協力金、農地集約化奨励金、ICT等、先端技術導入促進事業補助金で、当初予算と交付額に差額が生じたため、1,142 万円の増額補正をするものでございます。

次に、一番下の表で、19 繰入金です。

目が1、繰入金のみらい育成基金繰入金です。

これは、当該基金に活用した事業の交付金額が確定したことから、不用額となった 444 万 3,000 円を減額補正するものです。

続きまして、24 ページをお開きください。

ここから歳出となります。

2段目の表、2 総務費 目が1、戸籍住民基本台帳費です。

説明欄の一番下、住民記録等証明事務費で 47 万 8,000 円の増額です。

これは、印鑑登録をした際に発行する印鑑登録証の作成にかかる費用で、1,000 枚分の 20 万 9,000 円の計上と、市民窓口課業務の各種通知等に係る郵送料で、10 月に行われた郵便料金改定に伴う増額分として、26 万 9,000 円を計上しております。

続きまして、30 ページをお開きください。

6 農林水産業費 目が3、農業振興費の農地中間管理事業費です。

歳入で説明させていただきましたが、令和6年度事業として、農地集約型大規模水田経営体育成加速化事業費は、農地貸付協力金、農地集約化奨励金、ICTと先端技術導入促進事業補助金で、当初予算と交付額に差額が生じたため、1,142 万円の増額補正を行うものです。

なお同額が茨城県から交付されます。

次の、新規就農者経営支援事業は、令和6年度事業として新規就農者2名に対する補助金で180 万円を計上するものでございます。

当初予算と交付額に差額が生じたため、30 万円の増額補正するものでございます。

次の表で、7 商工費 目が2、商工業振興費の創業促進事業補助金です。

これは10 月時点での交付決定額は311 万円。

今後、創業スクール受講者による補助金の交付見込み額が400 万円であり、今年度の予算額600万円を上回ることが見込まれますことから、その差額分として、111 万円を増額するものでございます。

市民経済部所管事項につきましては、以上でございます。

○大野委員長

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

続きまして、都市整備部所管事項についてご説明をいたします。

ページ戻っていただきまして、6ページをお開きください。

第3表、繰越明許費補正の追加分となっております。

表の上から5段目、市道第1-380 号線(佐貫3号線)整備事業です。

こちらは、JR東日本と協定を結んだ橋梁の委託工事において、JR側の工程の前倒しがあったことに伴い、来年度に支給する予定でありました橋梁資材の製作工事発注を今年度に前倒しするものでございます。

なお、製作期間確保のため年度内での業務完了が困難でありますことから、繰り越しをするものでございます。

続いて、その下、都市計画事務費です。

こちらは、旧城南中学校跡地活用のため、用途地域変更の都市計画決定を行う必要が生じたため、都市計画決定までの事務手続期間を考慮いたしますと、決定図書の作成について年度をまたぐ業務となるため、繰り越しをするものです。

続いて、その下、都市公園管理費です。

こちらは、国庫補助、公園施設長寿命化対策支援事業の前倒しによる採択を要望しており、補助採択後に業務を開始するため、実質的な業務の開始が令和7年度となりますことから、繰り越しをするものです。

次のページ、7ページをお願いいたします。

第4表 債務負担行為補正です。

こちらにつきましては、年度当初に契約の履行が必要なものにつきまして、本年度中に手続きを行うために、債務負担行為として設定するものでございます。

初めに追加分でございます。

11 ページへお進みください。

上から10段目、雑草等除去業務委託契約(委託分)です。

こちらは、空き地に繁茂した雑草等の除去に関する業務委託契約になります。

空き地の所有者等からの依頼に基づき、速やかに雑草等の除去を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、12 ページをお開きください。

上から9段目、道路台帳管理システム保守業務委託契約です。

こちらは、令和7年4月より運用開始する道路台帳管理システムの保守業務になります。

4月1日のシステム運用開始に伴う保守業務であるため、債務負担行為を設定するものです。

続いてその二つ下です。

道路パトロール業務委託契約です。

こちらは、市道及び法定外道路の道路パトロール業務になります。

年間を通じて実施いたすため、債務負担行為を設定するものです。

続いて、その二つ下、ダンプトラック製造およびリース契約(令和6年度)分です。

こちらは3トンスライドダンプトラックのリース契約になります。

車両の製作期間が契約から1年6月を要するため、債務負担行為を設定するものです。

車両につきましては、2台分となっております。

続いて下から2段目、公開型地理情報システム利用契約です。

こちらは、現在デジタル田園都市国家構想交付金を活用して整備を進めている公開型GISの運用に関する費用で、令和7年4月より運用を開始するため、債務負担行為を設定するものです。

続きまして、14 ページをお開きください。

一つ目の枠の上から4段目と5段目になります。

市道第7-164号線他舗装修繕工事 場所が小柴地区及び市道第8-271号線他舗装修繕工事、場所は白羽地区となります。

こちらの2件につきましては、ゼロ市債を活用して、工事の発注時期の平準化を目的に、令和7年度当初から着手できるように設定するものでございます。

その他につきましては、9ページから13ページにかけてとなりますが、例年と同様に債務負担行為を設定するものになるため、説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、14 ページの債務負担行為変更分でございます。

駐輪場管理運営業務委託契約(令和6年度)です。

こちらは指定管理に係る配分金について、茨城県の最低賃金引き上げを考慮して、人件費

を見直し、また、昨今の物価上昇を鑑み、再算定を行ったことにより、限度額を 285 万 4,000 円増額するものでございます。

続きまして、その下、第5表地方債補正です。

15 ページになります。

変更分でございます。

上から2段目、地方道路等整備事業です。

こちらは、佐貫3号線事業に係るJR東日本との協定により、JR東日本に支給する橋梁資材の製作工事費の増額補正に伴い、起債限度額を 1 億 3,060 万円増額補正するものでございます。

続いて、その下、都市公園整備事業です。

こちらは国庫補助事業、公園施設長寿命化対策支援事業の増額補正に伴い、起債限度額を 1,500 万円増額補正するものでございます。

続きまして、歳入です。

18 ページにお進みください。

3枠目の表の、国庫支出金のうち4段目。

土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金(公園整備分)です。

こちらは、国庫補助事業、国庫補助金の増額、採択を見込んで 1,500 万円を増額するものでございます。

内容につきましては、蛇沼公園トイレ改修工事及び行部内公園休憩施設更新工事の前倒しの補助となります。

続いてその下、デジタル田園都市国家構想交付金(都市計画分)でございます。

こちらは、同交付金を活用し現在整備を進めております公開型GISに合わせて、洪水浸水想定区域図等の防災に関するデータ拡充業務を実施するための経費に対する財源として、291 万 5,000 円を予算計上するもので、補助率は2分の1でございます。

続いて、20 ページをお願いいたします。

3枠目の表、市債のうち3段目、土木費債の地方道路等整備事業債と、その下、都市公園整備事業債でございます。

こちらにつきましては、15 ページの第5表、地方債補正でご説明したとおりですので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、歳出でございます。

31 ページをお願いいたします。

二枠目の表、土木費のうち、道路橋梁総務費の上から 3 番目、道路管理事務費です。

こちらは、道路街路灯及び防犯灯電気使用量の決算見込みにより、不足額560万 2,000 円を増額するものです。

その下、道路新設改良費の上から2段目、市道第1-380 号線(佐貫3号線)整備事業です。

こちらは、6 ページ、第3表、繰越明許費でご説明いたしました橋梁資材の製作工事費 1 億

4,520万円を予算計上するものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

二枠目の表の土木費のうち、都市計画総務費の上から2番目、都市計画事務費です。

こちらのうち報酬は、都市計画審議会開催予定回数の増による委員報酬の増額となります。

委託料につきましては、6ページの第3表、繰越明許費にてご説明しました、旧城南中学校跡地活用のための用途地域変更に係る委託費となります。

続いてその下、公開型地理情報システム運用費 583万円です。

事業内容は歳入の18ページでご説明したとおりでございます。

その下、公園費の上から2番目、都市公園管理費です。

委託料は、中央公園内の安全管理を目的として、高木の伐採費を予算計上するものでございます。

工事請負費につきましては、第3表、繰越明許費に記載の内訳として、令和7年度実施予定の工事2件分、蛇沼公園改修工事と、行部内公園休憩施設更新工事、こちらの国庫補助事業の前倒しにより予算計上をするものでございます。

続いて、その下の表、土木費の下水道費、下水道事業会計繰出金でございます。

こちらにつきましては、下水道事業会計への繰出金として、雨水マンホールポンプ等の動力費の増により、雨水処理負担金分を18万8,000円、汚水マンホールポンプ、板橋大塚地区浄化センターの動力費の増、企業債元金及び利子償還金の増減などにより、下水道事業会計補助金分を50万6,000円、合計で69万1,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

札幌委員。

○札幌委員

すみません、1点だけ教えて欲しいのですが、都市計画事務費で用途の変更で430万かかるということなのですが、ちょっとすみません素人で全然わからないのですが、何にこれだけかかるのかがちょっと理解ができてないので教えていただきたいと思います。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

都市計画決定する際には、永年で保存する都市計画決定図書というものを作るしかありませんけれども、それを作成するための資料で図面とかを作っていく用途が、元々こうだった用途がこうなるよとか、筆ごとに割った図面とか詳細な図面を作るしかなくてですね。

そういった当初の作成費ということで、430万という数字になっています。

○大野委員長

札幌委員。

○札幌委員

今は確か、あそこは一種住専でしたか。

それが住居に変わるということで、基本、農地など開発されてないところだったら確定測量しなきゃいけないのかなっていうふうに思うのですが。そういったところの費用は、ほぼほぼかからないのではないかなと思っていたのですが。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

「かからないのじゃないかな」ということであれば、「かかるんです」ってなっちゃうのですけれども。

例えば、あそこにも何筆も細かい筆が入っていたり、大字がずれていたり、大字が何個かあったりと、細かい区域を設定、細かくきちっとこう設定していくしかないわけですね。

例えば、道路の中心線にとるのであるとか、筆界にとるのであるとか、そういった細かい図書を作成するための費用ですけれども、やっぱり僕らで一番できないのがその図面なんですよ。

その図面を作成するための費用です。

○大野委員長

よろしいですか。

他にございませんでしょうか。

○大野委員長

藤木委員。

○藤木委員

11ページのたつこの産直市場管理運営業務委託契約について、ちょっとご説明して欲しいです。

○大野委員長

秋山農業政策課長。

○秋山農業政策課長

こちらは、たつこの産直市場の管理運営ということで、理事の人員を配置したりだとか、店内の管理をしていただくための委託管理費になっております。

○大野委員長

藤木議員。

○藤木委員

人件費ということですか。

○大野委員長

秋山農業政策課長。

○秋山農業政策課長

基本的には人件費が概ねかかっているところではあるんですけども、その他に請負っていた業者の事業者の経費というものも含まれておりますので、概ね管理運営にかかる人件費等と理解していただいでよろしいかと思ます。

○大野委員長

藤木委員。

○藤木委員

建物とか光熱費というのは、ここには出てこないということですか。

○大野委員長

秋山農業政策課長。

○秋山農業政策課長

そちらの事務費については、別途市の一般会計の方で支出しているところでございます。

○大野委員長

藤木委員。

○藤木委員

後でその辺詳しく教えてください。

ありがとうございます。

○大野委員長

はい、大丈夫ですね。

他にありませんでしょうか。

後藤委員。

○後藤委員

すいません。

今の内容にちょっと関連してですが、補正予算と関係ないのですが、今たつのこ産直市場に関してはRFIってということで、1月31日まで、民間の情報提供ということでやられていると思うのですが、実施に至った経緯といたしますか、目的その辺り少し所管委員会ですのちよっとずれちゃうのですが、いい機会なのでちよっと教えていただければ教えてください。

○大野委員長

秋山農業政策課長。

○秋山農業政策課長

これまでは市の直営ということで運営させていただいてはいるのですが、これまでも議会の中で何度かご指摘いただいて、人件費の問題であるとか、管理運営方法の問題、いくつか課題があるのかなというところで、指定管理も含めて、今後検討していく必要があるというところは、これまでも考えを述べさせていただいたところですので、それを具体的にするのに、実際受けていただけるような事業者がいるのかも含めて、調査が必要なのかなというところで、今回、そういった調査を始めたところでございます。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

ありがとうございます。

ちなみに、12月25日まで参加表明ということですけど、現時点で参加表明をされているようなところがありますか。

○大野委員長

秋山農業政策課長。

○秋山農業政策課長

今のところまだ手を挙げていただいている事業者はございません。

○大野委員長

よろしいですか。

他に、大丈夫でしょうか。

〔発言する者なし〕

別がないようですので、採決いたします。

議案第13号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第18号 令和6年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算(第2号)について、執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

それでは議案第18号 令和6年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明をいたします。

別冊2の25ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、マンホールポンプ及び板橋大塚地区処理浄化センターの動力費の増額、下水道工事に伴う補償費の増額、企業債の借入条件確定に伴う元利償還金の増減と、これら支出の増減に対する企業債、一般会計補助金収入の増減が主な内容となっております。

まず、25ページの第2条 収益的収入及び支出です。

収入は、第1款 公共下水道事業収益 第1項 営業収益について、雨水マンホールポンプ等の動力費の増額により、一般会計からの雨水処理負担金18万5,000円を増額するものでございます。

次に、第2項 営業外収益について、下水道事業債(特別措置分)の借入条件確定に伴う企業債償還利子の減額により、一般会計補助金49万3,000円を減額するものでございます。

次に、第2款 農業集落排水事業収益 第2項 営業外収益について、マンホールポンプ及び板橋大塚地区浄化センターの動力費の増額。

資本費平準化債の借入れ条件確定に伴う企業債償還元金の増額等により、61万2,000円を増額するものです。

次に、支出は、第1款 公共下水道事業費用 第1項 営業費用について、雨水マンホールポンプ等の動力費の増額や人事異動に係る人件費の減額により、151万8,000円を減額するものです。

次に、第2項 営業外費用について、借入条件確定に伴う企業債償還利子の減額により、391万4,000円を減額するものです。

次に、第2款 農業集落排水事業費用 第1項 営業費用について、マンホールポンプ及び板橋大塚地区浄化センターの動力費の増額により、52万1,000円を増額するものです。

次に、第2項 営業外費用について、資本費平準化債の借入条件確定に伴う企業債償還利子の減額により、18万1,000円を減額するものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

第3条 資本的収入及び支出です。

収入は、第1款 公共下水道事業資本的収入 第1項 企業債について、下水道工事に伴う補償費を新たに起債対象とすることにより、520万円を増額するものでございます。

次に、第2項 他会計補助金について、下水道事業債(特別措置分)の元金償還金の借入条件確定に伴い、38万7,000円を増額するものでございます。

次に支出は、第1款 公共下水道事業資本的支出 第1項 建設改良費について、人件費の減額や下水道工事に伴う補償費の増額により、291万7,000円を増額するものでございます。

次に、第2項 企業債償還金について、借入条件確定に伴う企業債償還元金の減額により、115万7,000円を減額するものです。

次に、第2款 農業集落排水事業資本的支出 第2項 企業債償還金について、資本費平準化債の借入条件確定に伴う企業債償還元金の増額により、27万2,000円を増額するものです。

次に、27ページをお願いいたします。

第4条 企業債についてです。

下水道工事に伴う補償費を新たに起債対象とすることにより、企業債の限度額を520万円増額し、5,260万円とするものです。

次に、第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条 他会計からの補助金、並びに、第7条 利益剰余金の処分については、今回の補正予算に伴いそれぞれを改めるものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

第8条 債務負担行為です。

初めに、下水道台帳管理システム保守業務委託契約です。

こちらは、今年度実施しております下水道台帳のデジタル化に伴い、導入するシステムの保守業務契約となります。

令和7年4月からシステムの保守を実施するにあたり、本年度中に契約をするため、限度額82万5,000円を設定するものでございます。

次に、流量計管理システム保守業務契約です。

こちらは、市内7ヶ所に設置している流量計の流量情報を管理するシステムの保守業務委託となります。

令和7年4月からシステムの保守を開始するにあたり、本年度中に契約をするため、限度額27万8,000円を設定するものでございます。

次に、公営企業会計システム利用契約です。

こちらは、公営企業会計を運用する上で必要となる財務書類や、資産台帳等を管理作成するためのシステムの利用契約となります。

現在、令和2年度から下水道事業が公営企業会計へ移行したことに伴い、令和2年度から令和6年度までの5年間のシステム利用契約を締結しております。

令和7年度以降も、システムを継続して運用するにあたり、本年度中に契約をするため、限度額1,388万5,000円を設定するものでございます。

その他につきましては、例年と同様に債務負担行為を設定するものになるため、説明は割愛をさせていただきます。

次に、29ページ以降、補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、補正予算給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、令和6年度注記、補正予算明細書につきましては、今回の補正予算に伴う議決予定額の変更、財務書類の変更等の説明書類となりますので、ご確認をいただければと思います。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別がないようですので、採決いたします。

議案第18号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして都市経済委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。